

広島県教育委員会規則第七号

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会公有財産管理規則（昭和四十年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条 <u>第十二条</u>第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは、隣接地の所有者又はその代理人と立会の上、境界線上の重要な箇所<u>に</u>耐久性及び明示性を有する標識を速やかに設置しなければならない。</p> <p>21 前項の規定にかかわらず、土地の境界に<u>関し</u>特別の事情があるときは、境界線付近の重要な箇所に、標識を設置することができる。</p> <p>（所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手続き）</p> <p>第十七条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにするとともに、財産台帳又はその副本に係書類を添え、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更の理由</p> <p>二 所属換え又は分掌変更にあつては、その相手方</p> <p>三 その他参考となる事項</p> <p>2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、その旨を当該財産の所属する課の長に通知しなければならない。</p> <p>（分類換え及び所属換え等による引継ぎ）</p> <p>第十八条 所属換えをしたときは、当該財産が所属していた課の長は、財産台帳又はその副本に係書類を添え、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、当該財産を受領した旨を当該財産が所属していた課の長に通知しなければならない。</p>	<p>第十五条 <u>第十二条</u>第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは、隣接地の所有者又はその代理人と立会の上、境界線上の重要な箇所に標識を速やかに埋設し、建物であるときは、その見やすい箇所に建物の標識を遅滞なく掲げなければならない。</p> <p>第十五条 <u>第十二条</u>第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは、隣接地の所有者又はその代理人と立会の上、境界線上の重要な箇所に標識を速やかに埋設し、建物であるときは、その見やすい箇所に建物の標識を遅滞なく掲げなければならない。</p> <p>（所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手続き）</p> <p>第十七条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにするとともに、財産台帳又はその副本に係書類を添え、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>（所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手続き）</p> <p>第十七条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにするとともに、財産台帳又はその副本に係書類を添え、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、所属換え要求書を当該財産が所属している課の長に提出しなければならない。</p> <p>（分類換え及び所属換え等による引継ぎ）</p> <p>第十八条 所属換えしたときは、当該財産が所属していた課の長は、財産引継書により、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、財産受領書を当該財産が所属していた課の長に送付しなければならない。</p>

い。

(財産の現状変更)

第十九条 (略)

- 一 (略)
- 二 借地である場合は、土地使用についての所有者の承諾書

(処分の手続)

第四十七条 普通財産の処分をしようとするときは、課の長は、処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、教育長の決裁を受けなければならない。

一―六 (略)

(財産の引渡し)

第四十八条 普通財産の譲渡(交換を含む。)をしたときは、当該譲渡に関する事務を所掌した課又は所の長は、実地において双方確認の上、これを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。

別表

図面作成基準

第一 (略)

一―七 (略)

八 (略)

1―7 (略)

8 測量年月日及び測量者の職氏名

第二 (略)

一―六 (略)

七 (略)

1―5 (略)

6 図面の作成年月日及び作成者の職氏名

八・九 (略)

十 (略)

1―5 (略)

6 図面の作成年月日及び作成者の職氏名

十一・十二 (略)

(財産の現状変更)

第十九条 (略)

- 一 (略)
- 二 移築又は移設先が借地である場合は、土地使用についての所有者の承諾書

(処分の手続)

第四十七条 普通財産を譲渡しようとするときは、課の長は、処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、教育長の決裁を受けなければならない。

一―六 (略)

(財産の引渡し)

第四十八条 普通財産を譲渡したときは、当該譲渡に関する事務を所掌した課又は所の長は、実地において双方確認の上、これを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。

別表

図面作成基準

第一 (略)

一―七 (略)

八 (略)

1―7 (略)

8 測量年月日ならびに測量者の職氏名および印

第二 (略)

一―六 (略)

七 (略)

1―5 (略)

6 図面の作成年月日ならびに作成者の職氏名および印

八・九 (略)

十 (略)

1―5 (略)

6 図面の作成年月日ならびに作成者の職氏名および印

十一・十二 (略)

別表付図様式第一号及び同表付図様式第二号の様式中「図面」を「抄写」に改め、「印」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。